

第8期

札幌市廃棄物減量等推進審議会

第1回 本会議 資料

平成27年 12月 15日

札幌市環境局

目 次

1 計画の位置付け	1
1-1 廃棄物処理法による規定	1
1-2 一般廃棄物処理計画の構成	1
1-3 廃棄物の種類	2
1-4 一般廃棄物処理基本計画の概要	3
2 現計画の概要	6
2-1 現計画策定の経緯.....	6
2-2 計画の体系	9
2-3 計画期間	10
3 次期計画の策定	11
3-1 次期計画策定の必要性.....	11
3-2 次期計画策定のスケジュール	12

1 計画の位置付け

1-1 廃棄物処理法による規定

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、一般廃棄物の適正な処理を行うため当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めることとされている。

参考：廃棄物処理法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

1-2 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成される。

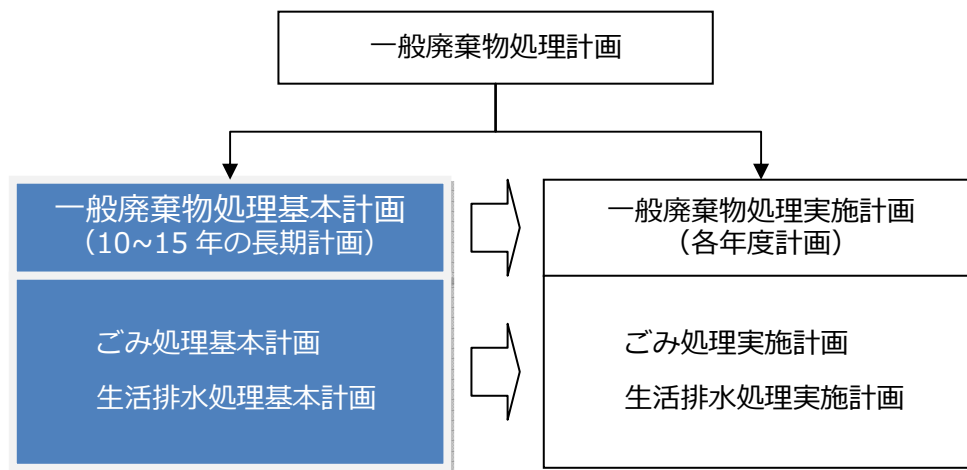


図1 一般廃棄物処理計画の構成

参考：廃棄物処理法施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

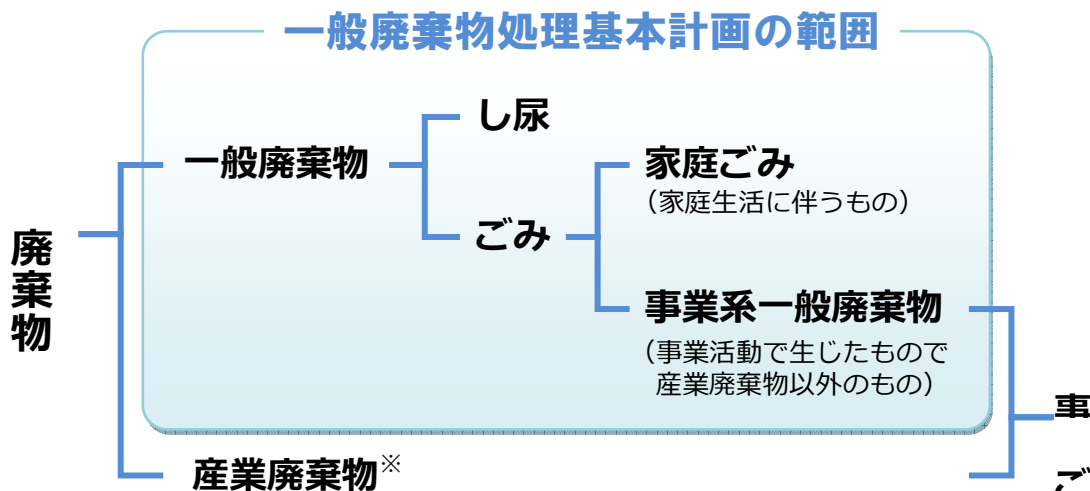
第1条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

1-3 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられ、さらにごみは、各家庭から排出される「家庭ごみ」と事業所から排出される「事業系一般廃棄物」とに区分される。

産業廃棄物は、法令に定められた燃え殻、汚泥などの20種と輸入された廃棄物が該当となる。

※本市では、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」を合わせ「事業ごみ」と呼ぶ。



- ※ 1.燃え殻、2.汚泥、3.廃油、4.廃酸、5.廃アルカリ、6.廃プラスチック類、7.紙くず（注）、8.木くず（注）、9.繊維くず（注）、10.動植物性残さ（注）、11.動物系固形不要物（注）、12.ゴムくず、13.金属くず、14.ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、15.鋳さい、16.がれき類、17.動物のふん尿（注）、18.動物の死体（注）、19.ばいじん、20.産業廃棄物を処分するために処理したもので他に該当しないもの、21.輸入された廃棄物

（注）の産業廃棄物は、政令で定められた対象業態で生じたものに限る。

1-4 一般廃棄物処理基本計画の概要

一般廃棄物処理基本計画は、国や都道府県等の関連計画を踏まえ、長期的な視点から廃棄物部門における方針、目標及び施策を提示するものである。

なお、関連計画については、次頁のとおり、廃棄物関連法令に基づく計画などがある。

参考：廃棄物処理法（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第6条第2項 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

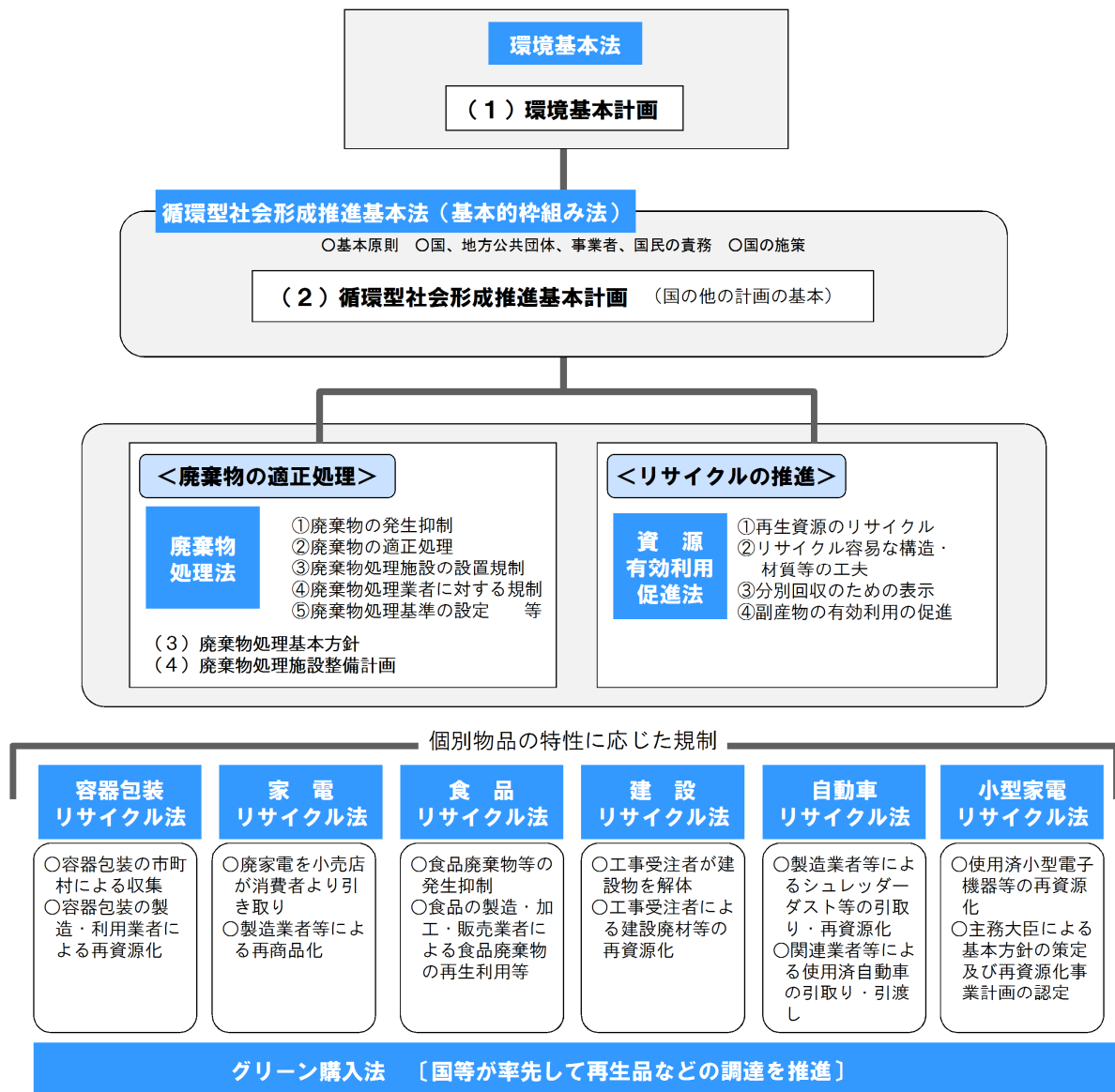
- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

参考：ごみ処理基本計画策定指針（抜粋）

3. 他計画との関係

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。

【廃棄物関連法令の体系図及び関連計画】



(1) 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策大綱を定めたものである。

平成24年4月に閣議決定された第4次環境基本計画では、重点分野政策プログラムの一つとして「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置づけられている。

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

平成 25 年 5 月に閣議決定された第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

(3) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理基本方針は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものである。

現行の廃棄物処理基本方針（平成 22 年 12 月変更）においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止、その他環境への負荷の低減に配慮し、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。

※こうした処理の優先順位は、前述した循環型社会形成推進基本法（平成 12 年制定）において初めて法定化された。

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理基本方針に即して定められるものである。

平成 25 年 5 月に閣議決定された計画においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的な利用や適正な処分のため施設等を整備し、循環型社会の形成を図ることとされており、また、災害対策の強化を目指し強靱な廃棄物処理システムを確保することとされている。

2 現計画の概要

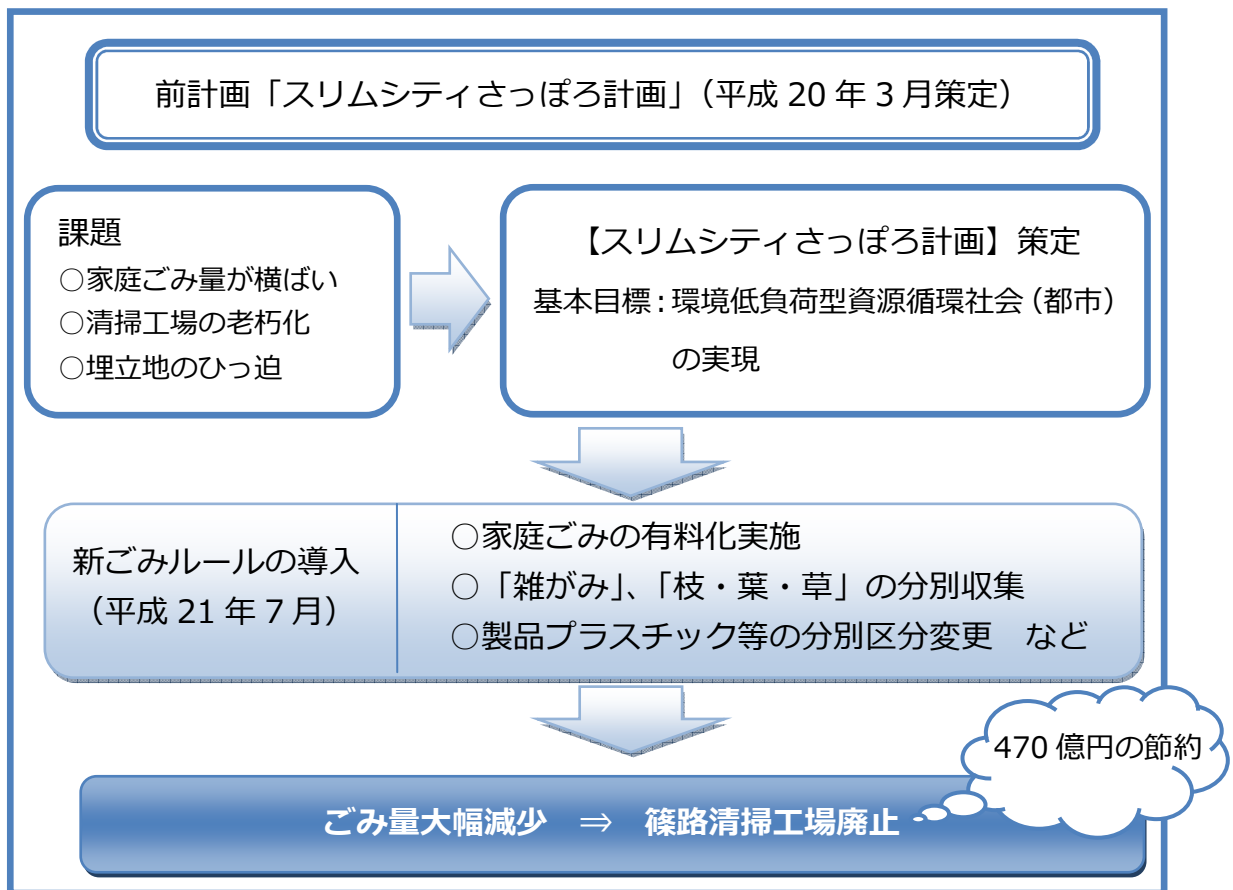
2-1 現計画策定の経緯

(1) 前計画「スリムシティさっぽろ計画」について

札幌市では、平成 20 年 3 月に「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を目標に掲げ、平成 29 年度までの 10 年間で計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

その後、平成 21 年 7 月からの家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集などの「新ごみルール」をはじめとする様々な施策を実施した。

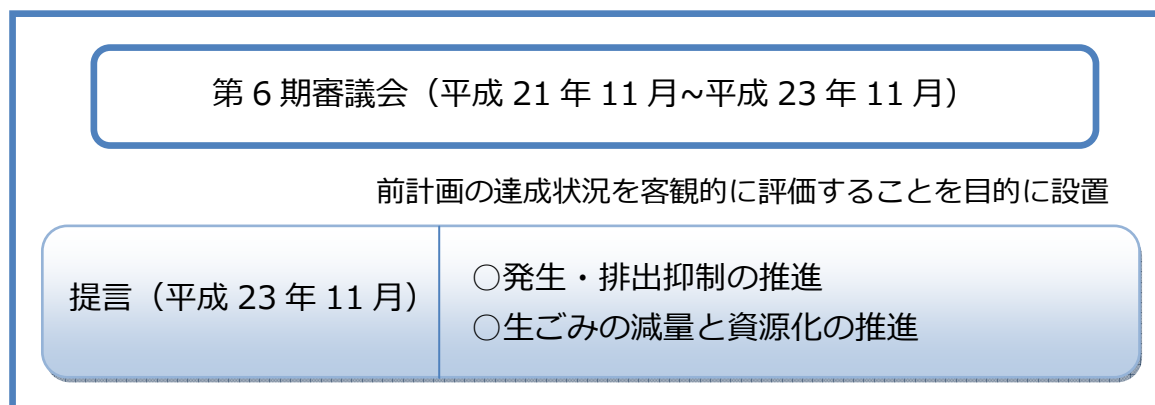
その結果、ごみ量は大幅に減少し、清掃工場 1 か所を廃止するなど、大きな成果を上げた。



(2) 第 6 期審議会（平成 21 年 11 月～平成 23 年 11 月）

前述のとおり、「スリムシティさっぽろ計画」に基づき実施した様々な施策により、ごみ量は大幅に減少し、札幌市のごみ排出状況は大きく変化したため、第 6 期札幌市廃棄物減量等推進審議会を設置し、「スリムシティさっぽろ計画」のごみ量管理目標や施策の進捗状況等について評価を行った。

同審議会において「新ごみルール」開始後2年の状況を踏まえた「スリムシティ さっぽろ計画」の進捗状況等についての評価報告書が取りまとめられ、今後のさらなるごみの減量・資源化に向けて、「発生・排出抑制の推進」と「生ごみの減量・資源化の推進」を重点的に取り組むべきと、評価がなされた。



（3）第7期審議会（平成24年7月～平成26年7月）

「新ごみルール」以降の大幅なごみの減量・資源化に伴い、計画に掲げていたごみ量管理目標の大部分を前倒しで達成したことなどから、計画を見直す必要が生じていた。

そのため、第6期審議会の評価結果を踏まえ、平成24年7月、札幌市は第7期札幌市廃棄物減量等推進審議会に対し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という2つの観点から計画改定の方向性について諮問した。

これ以降、同審議会では、専門のグループ会議を設けて個別の課題について集中的に検討するなど、活発な議論を重ね、平成25年7月、「発生・排出抑制の促進」や「生ごみ減量・資源化の促進」、「より積極的な普及啓発の展開」等の提言を盛り込んだ「スリムシティ さっぽろ計画の改定について（答申）」をとりまとめた。

答申の概要

■改定計画の方向性

- 現計画の基本的な枠組みの踏襲
- 新たなごみ量管理目標の設定
- 現状を踏まえた施策等の見直し

■ごみ減量・資源化の促進に向けた具体的な取組

①発生・排出抑制の促進

- ごみ減量行動実践者のモチベーションを向上させるためのインセンティブを意識した取組
- 「チラシ・パンフレット類」「容プラ」の適正排出の誘導に向けた取組

②生ごみ減量・資源化の促進に向けた取組

- 未開封品等の食品ロスを出さない生活スタイルの定着に向けた取組
- 市民・地域グループが行う自主的な資源化活動（成果）を支援する取組
- 事業者とのパートナーシップの構築

③より積極的な普及啓発の展開

- テーマ・ターゲットを絞ったピンポイントなPR
- 事業者と連携した普及啓発
- 若年層に対する環境教育の充実 など

（４）現計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」の策定

第7期審議会の答申に盛り込まれた提言の趣旨や、平成25年10月に策定した札幌市の総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指してさらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、平成26年3月に、前計画の一部を改定した「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

2-2 計画の体系

現計画は、ごみ量管理目標を達成するため、環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現を目指し「発生・排出抑制の促進」と「収集・処理体制の確立」の2つの施策を柱とし、これらを実現するための5つの重点施策と4つの推進施策から構成されている。



2-3 計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、国において10～15年を計画期間として定めることが示されており、現計画は、平成20年度を計画の初年度とする「スリムシティさっぽろ計画」を平成26年3月に改定したもので、計画期間は平成29年度までとなっている。

参考：ごみ処理基本計画策定指針（抜粋）

1. 一般廃棄物処理基本計画

（6）一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。

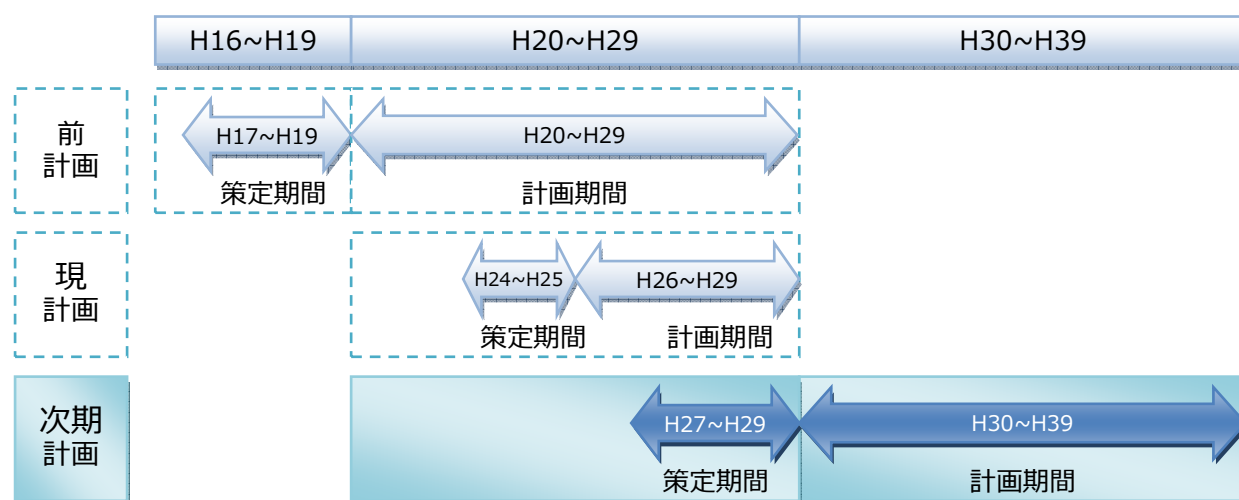


図2 計画期間

3 次期計画の策定

3-1 次期計画策定の必要性

本市はこれまで、一般廃棄物処理基本計画において「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を基本目標に掲げ、様々な施策を実施し、ごみの減量・資源化に取り組んできた。

平成 25 年 10 月に策定した新たなまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」においても、「循環型社会の構築」を掲げており、更なるごみの減量・資源化を進めているところである。

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を見直し、環境への負荷をできる限り低減する循環型の社会は、今後も目指し続けるべき社会であることから、より一層の資源循環の促進と最終処分量の最少化に向けた取組の強化が必要となる。

また、平成 25 年 5 月に閣議決定された「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」においては、リサイクル^{※1}に比べ取組が遅れているリデュース^{※2}・リユース^{※3}の取組推進や、小型家電などの使用済み製品からの貴金属やレアメタル等の有用金属の回収を重点課題とするなど、資源の消費抑制や確保といった、循環の質にも着目した考えが求められている。

社会の動向においては、人口減少を目前に控え、高齢化の進行により、市民の意識や生活スタイルなどが変化してきており、それに伴う廃棄物の種類や量などの変化や、多様化する市民ニーズに対応するためには、市民・企業・行政の一層の連携が重要となっている。

これらの状況を踏まえ、国の方向性や社会情勢に的確に対応するため、平成 30 年度以降の新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する。

※1 **リサイクル（再生利用）**：資源に戻して再利用

例）集団資源回収や回収拠点の利用、資源物を正しく分別

※2 **リデュース（排出抑制）**：ごみを「減らす」「出さない」「作らない」

例）日用品や食材の使い切り、料理は作り過ぎず食べ残さない、生ごみの水切り

※3 **リユース（再使用）**：捨てずに繰り返し使う

例）フリーマーケットやリサイクルショップの利用、修理やリフォーム

3-2 次期計画策定のスケジュール

概ね以下のスケジュールにより審議をお願いしたい。なお、本市における計画改定は、平成30年3月を予定している。

(1) 本会議（平成27年12月～平成29年11月予定）

第1回：諮問、計画の位置付け、現計画の概要について説明

第2回：国の動向や関連計画の概要、現計画の進捗状況について説明

第3回：今後取り組むべき方向性について審議

第4回：今後取り組むべき方向性について審議

第5回：第3～4回の審議を踏まえて方向性の整理、グループ会議の検討テーマや進め方

第6回：グループ会議の検討結果の報告・審議

第7回：答申案の方向性の審議

第8回：答申案の方向性の審議

第9回：起草委員会が作成した答申案の審議

第10回：計画素案の説明

(2) グループ会議（平成28年9月～平成28年11月予定）

今後重点的に取り組むべき必要があると考えられる2つの検討テーマについて、所属団体などを踏まえ、2つのグループに分けて集中的な検討を行う。

(3) 起草委員会（平成29年4月～平成29年5月予定）

本会議及びグループ会議での審議結果を踏まえ、答申案を作成する委員会で、審議会の中から選任された委員で検討することを予定している。

次期一般廃棄物処理基本計画 策定スケジュール

年度	月	本会議	グループ会議		起草委員会	参考		
			A	B		市民参加	本市の動き	
H27	12月	第1回						
	1月	※施設見学会						
	2月	第2回						
	3月					ワークショップ		
H28	4月							
	5月	第3回						
	6月	第4回						
	7月	第5回						
	8月							
	9月		各部会とも3回程度の開催を予定					
	10月							
	11月							
	12月							
	1月	第6回						
	2月	第7回						
	3月	第8回						
	H29	4月				第1回		
5月					第2回			
6月		第9回				シンポジウム		
7月		(答申)					計画素案作成	
8月								
9月								
10月								
11月		第10回						
12月		委員任期満了						
1月						パブコメ キッズコメ		
2月							市民意見反映	
3月							計画策定	